

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

160億5,325万円

—昭和48年度一般会計予算です—

「緑のまちづくり」をはじめ5重点施策

先月5日から開かれた3月定例市議会で、昭和48年度の予算が審議され、26日の本会議で原案どおり可決されました。

大橋市長の施政方針の重点と事業の概要は次のとおりです。
なお、各特別会計の当初予算額は、右下の表に掲げました。

施政方針—わが国内外の社会情勢の変化とも関連して、今後の日本経済の推移は、全体として拡大基調をたどると見込まれますが、国際通貨不安等による景気変動の影響が懸念される地方財政は、大変きびしいものがあり、特に本市では、都市基盤、生活環境、文教・民生施設等の整備充実、公害・交通対策の強化等、市民生活を守り、これを向上させる行政需要が、限りなく増大しつつあります。

一方、これらに対処する自己財源の確保には、おのずから限界があり、まことに困難な

事態に直面しているのが現状です。

さいわい、前年度の歳入不足額を累積させないという本市財政の基本方針にそって、その努力を重ねた結果、ほぼその目的を達成する見込みですが、遺憾ながら硬直化する財政構造に好転の見通しはなく、そのきびしさはさらに深刻になっています。

しかし、48年度は、市政施行25周年、市民憲章制定10年目の記念すべき年度で、この機会に、過去25年間の市政の歩みを振り返りながら、きびしくこれを点検し、冷静かつ慎重

に財政の限界を見きわめ、弾力的運営を行なう、今日の市民要求にこたえ、市の飛躍的発展のために、萎縮することなく、積極的な市政の推進をはかるべきだと決意を新たにしました。

したがって、新年度の予算案の編成にあたっては、貴重な財源を市民生活の福祉向上をはかる諸施策に重点的に配分するかたわら、経費の節減と効率化につとめることにし、住民負担については、応益の原則を踏まえながらも、極力これを抑制する方針で取り組み

ました。

この考え方に立って、48年度の重点施策を

1. 緑ゆたかな住みよいまちづくりを
1. あたたかい心で福祉のまちを
1. 安全で快適な暮らしを
1. 未来をにう世代に夢と希望を
1. 差別のない明るい社会を

の5点に置き、市行財政の総力を結集して取り組んでまいります。

●緑ゆたかな住みよいまちづくりを

【緑化】 ☆緑化推進5カ年計画（市民ぐるみで10万本の植樹を達成する運動を推進し、市内各駅前のフラワーボックスの常設、花の種の配布・園芸講座、展示会の開催など「花いっぱい運動」を盛り上げます）

☆桂、南本町、渋川、老原の4公園の新設
☆大和川の洪水敷を利用した河川公園（約4ヘクタール）の整備

【下水道】 ☆久宝園・久宝寺排水区の一部、約1千戸を対象に水洗便所の共用開始
☆柏原八尾幹線工事の進捗にあわせた八尾排水区の水処理化準備の促進

☆久宝園・久宝寺排水区と竹淵排水区の一部約50ヘクタールの区域に管渠築造工事

【河川改修と浸水対策】 ☆山畑川、楽音寺川、平田川など恩智川枝川の改修

☆植松排水路等の改修、しゅんせつ
☆竹淵地区の降雨排水のため、竹淵西水路のかさ上げと、ポンプ場5カ所の設置

【近鉄八尾駅前整備事業】

（この事業は、近鉄久宝寺口駅から山本駅

までの間 2.2キロメートルの連続立体交差化事業にあわせて、近鉄八尾駅前を、駅前広場、近代的な商店街、公共施設等を備えた本市の玄関口にふさわしいものにしようという事業で、48年度から3カ年計画ですすめられます）

☆八尾中央線、近鉄八尾西側線の用地買収など、駅周辺の街路網の整備の促進

☆近鉄八尾駅前土地区画整理事業として仮換地の指定、区画街路の築造、近鉄八尾東側線にかかる建物の移転

☆仮線敷用地買収

【曙川北土地区画整理事業】 全事業の80%を消化、今年度は最終段階に入ります。

【市道】 ☆大正第65号線他2路線、1橋梁に歩道設置

☆高安18号線等の道路拡幅、竜華13号線等の路側改修、市内一円の舗装改修

【土地利用】 ☆建築確認事務の開始と新用途地域指定による環境の整備☆八尾市土地開発公社設立による公共用地の先行買収

の普通教室6、桂中の特別教室6、屋内運動場の増築

☆上之島中にプール新設

☆久宝寺中の北側木造校舎の改築

☆第2曙川中（仮称）の建設用地の買収

▽幼稚園 ☆中高安幼の5保育室移転新築

☆長池、東山本幼に、各5保育室の新設

☆北高安幼の移転用地買収

▽エンゼル学級が養護学校として移転発足

【社会教育】 ☆留守家庭児童会を4校区増やし、全小学校区（22校区）に設置

☆青少年の育成の充実

☆図書館、文化財保存施設等を含めた文化会館を建設するための調査・研究

●安全で快適な日々の暮らしを

【公害】 大気汚染移動観測車に新しく大気汚染観測装置とチッソ酸化物自動測定装置を設置

【交通安全】 ☆スクールゾーンの設置

☆国鉄志紀駅周辺を「交通安全モデル地区」に指定、市道志紀23号線ほか2路線に総延長約2.5kmの歩道を設置

☆道路解放、ノーカーデーの推進

☆道路照明、カーブミラー、防護柵の増設

【清掃】 廃棄物破砕工場の操業開始と終末処分地の確保

【し尿処理】 将来のし尿投入量の増加にそなえ、第1工場の改良工事と煤塵防止設備の新設

【医療】 ☆67歳以上の老人医療費の公費負担
☆第9期病院増築完成により、コバルト60、ICUなどの新医療機器を使ったガン治

療、心臓外科の開設

☆重症患者看護施設、リハビリテーションの充実

☆入院料差額の改定

☆休日急患の受入れ体制の確立と市民保健の充実のための、八尾市保健センター（仮称）の建設用地買収

【国民健康保険】 ☆外国人に国保を適用

☆被保険者の負担金限度額の改正

【消防】 ☆消防本部の移転・新築

☆消防職員の増員

☆防火水槽・消化栓新設、無線機など施設の整備

☆山本消防出張所に救急車を配置

【水道】 第4次拡張事業の3年目として高安受水場の増設、低区配水池用地・配水管理

設工事用地の取得、配水管敷設

●あたたかい心で福祉のまちを

【市立福祉センター（仮称）の竣工】 ☆6月末竣工の予定で、民生部を移転し、内部施設を整備して、福祉行政の中枢機能とします

【老人福祉】 ☆福祉センター3階に老人福祉センターとしていこいの広場を提供

☆ひとり暮らしの老人宅に、連絡用インターホン50台増設

☆ねたきり老人の見舞金増額

☆老人クラブの助成

☆敬老金支給の居住期間制限を徹底

【心身障害者福祉】 ☆身体不自由児通園施設を市立いちょう学園として市立養護学校

とともに移転開設

☆5級・6級の身体障害者に心身障害者福祉金を支給（支給範囲の拡大）

☆ろうあ者にベビー・クライ・シグナルを貸与

☆盲人の「声の市政だより」を発行、点字電話帳の配布

【児童福祉】 ☆公立2保育所の増設準備

☆児童遊園3カ所、ちびっこ広場2カ所の新設

☆生活保護家庭の児童・生徒に対する入学準備金の増額

●差別のない明るい社会を

【同和対策事業】

☆環境整備 <西郡地区> 西郡第3保育所（仮称）の建設、桂中の増築、桂小屋内運動場の改築、道路拡幅舗装、高層住宅の建設、不良住宅の除却、病院建設のための調査設計など

<安中地区> 安中診療所（仮称）安中青少年会館（仮称）の建設、南本町公園の整備、安中墓地の拡張整備、道路拡幅舗装、不良住宅の除却

☆同和更生資金貸付基金、職業育成、妊産婦対策等の充実

（備考）印は、債務負担行為

●特別会計の予算額

会計名	予算額
国民健康保険事業特別会計	17億8,638万3千円
公共下水道事業特別会計	18億8,806万3千円
曙川北土地区画整理事業特別会計	2億8,900万円
近鉄八尾駅前土地区画整理事業特別会計	1億3,850万円
農業共済事業特別会計	1,713万4千円
病院事業特別会計	14億3,375万5千円
水道事業特別会計	20億 939万4千円

●未来をにう世代に夢と希望を

【教育施設の整備】

▽小学校 ☆八尾小普通教室8、特別教室6の改築 ☆北高安小の普通教室5、北山本小普通教室4の増築

☆桂小の学校給食場、屋内運動場の改築

☆竹淵小のプール新設

☆第2曙小（仮称）の用地買収

▽中学校 ☆曙川中の普通教室12、上之島中

やお市政だより

第479号

2

昭和48年4月20日

市の行事

4/26 (木)	家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00
27 (金)	家児 身障	☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所
28 (土)	青少	
29 (日)		☆天皇誕生日 ☆軟式テニス教室 9.00~17.00 清友高校
30 (月)		☆代休
5/1 (火)	交通 青少	☆防災の日 ☆メーデー ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所 ☆仮称弓削保育所・社会福祉法人ふじ第2保育園入所受付(〜10日まで)
2 (水)	家児 結婚	☆八十八夜 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所
3 (木)		☆憲法記念日
4 (金)	家児 身障	☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所 ☆母と子の体操教室
5 (土)		☆子どもの日 ☆少年を守る日
6 (日)		☆立夏
7 (月)	家児 心配	
8 (火)	交通 行政 青少	☆不用犬の受付 9.00~15.00 八尾保健所 ☆母と子の社操教室 13.00~15.00 教育センター
9 (水)	家児 結婚	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所
10 (木)	家児 法律 青少	☆婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室() 17.30~21.00

☆みなさんの近くで起った善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係へ(TEL 91-3881)

《人の動き》

(48年2月末現在)
総数 238,399(+911)
男 119,959(+405)
女 118,440(+506)
世帯数 72,343(+368)
() 内は前月からの増減です



《短歌》

目じるしは
樺の木ぞと聞きて来しが
見分きがたしも 新緑の山
久島貴美枝(主婦)

《消費生活春季講座を開きます》

市産業課では、賢い消費者を養成する「消費生活春季講座」を開きます。

☆とき 5月2日〜5月30日の毎週水曜日、午後1時30分〜3時30分 ☆ところ 労働会館分館(植松町) ☆テーマ 5月2日 育児用品を考える 9日 プラスチック器具のいろいろ 16日 くらしと広告 23日 契約に強くなろう 30日 楽しい生活設計と余暇の利用

☆申込みは、市産業課へ電話で(電91-3881内線237)。

《電話料金が変わります》

5月20日(日)から電話料金が次のようにかかります。

☆加入電話からの市内通話は3分までごとに7円になります。

☆近郊への通話は安くなります。

★河内・枚岡・阪南・柏原局 80秒7円→180秒7円

★大阪・堺・富田林・奈良など 60秒7円→80秒7円

☆赤電話、青電話からの市内通話でも、10円玉2枚以上いれておけば3分以上通話することができます。くわしくは八尾電々局まで

《軟式テニス教室開催》

市では、軟式テニス教室を次のとおり開きます。

☆とき 4月29日(日) 午前9時〜午後5時

☆ところ 清友高校テニスコート

☆対象 一般男女

参加費は無料。受付は当日会場にて。くわしくは体育振興課 電23-5102まで。

《4月30日は休みます》

祝日法改正案により日曜日と祝日が重なった場合、月曜日が休日となりましたが、市役所もこれに準ずることになりました。

このため、ことしは、4月30日と9月24日が市役所をはじめ市立病院、水道局、解放会館なども休みとなります。

《八尾市奨学生の募集》

八尾市民で高等学校または高等専門学校で修学が経済的理由により困難な生徒に対し1人年間24,000円以内の奨学金を給付します。

希望される人は、5月1日(火)までに在学する学校へ申し込んでください。詳しいことは、市教委保健福祉課(電92-2546)へ。

《こいのぼりにご注意を》

こいのぼりをたてるときは、電柱、電線に注意してください。感電するおそれがあります。また、風で倒れたり、飛ばないように十分に固定してください。八尾営業危険と思われるときは関西電力店(栄町2-4-1 電23-3646)まで連絡してください。

《婦人会館でギター教室》

市立婦人会館では、5月12日から毎週火曜(午後6時30分から)と土曜(午後1時30分から)に一般女性と男女中・高校生を対象にギター教室を開きます。

申し込み、くわしいことは、婦人会館(電22-6185)へ。

《史跡めぐりは5月13日に》

4月15日予定の史跡めぐりは、雨のため中止しましたが、5月13日(日)に同じコースで行ないます。

《保健栄養学級開校》

八尾保健所では、48年度保健栄養学級(調理実習など)を5月14日から7月2日までの月曜(Aコース)と木曜(Bコース)に開きます。

希望される方は、往復ハガキに希望コースと電話番号を記入の上八尾市清水町1丁目2-5、八尾保健所保健予防課(22-0661)へ申し込んでください。

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚

= 結婚相談 いずれも 13時~16時 福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法律相談

(当日予約制) 行政 = 行政相談

いずれも 13時~16時 市民相談室で

やお市政だより

第479号

3

昭和48年4月20日

お知らせ

税金のこと

■固定資産税、都市計画税第一期納期がかわります

電91-3881 内線225

現在、国会で地方税法の一部改正の審議が進められていますが、その中に固定資産税、都市計画税に関する改正案があり、この法案の可決は当初の予定より大巾に遅れるものと思われる。このようにここ数年、納税通知書を発送する時期の前後に地方税法が改正されることが多く、そのたびに第1期納期の変更または、課税額の変更などにより、納税者のみなさんにご迷惑をかけています。

そのため今回市税条例の一部を改正し、昭和48年度以降分の固定資産税、都市計画税から第1期納期がこれまでの「4月1日～25日」を「5月1日～5月25日」と変更になりました。

＜納期・固定資産税、都市計画税＞

- 第1期納期 5月1日～5月25日
- 第2期 7月1日～7月25日
- 第3期 12月1日～12月25日
- 第4期 翌年2月1日～2月25日

■市税前納報奨金の計算方法がかわります

電91-3881 内線227

昭和48年度から、市税のうち、固定資産税（都市計画税を含む）と市民税を納期前に納められた場合の前納報奨金の計算方法がかわります。

これまでは納期前に納められた税額の100分の1に納期前の月数をかけて計算していましたが、48年度から、1納期分の税額が5万円をこえる場合は、5万円をこえる額を差引いて計算することとなります。

なお、1納期分の税額が5万円以下の場合はこれまでとかわりません。

■次の日程で移動窓口を開きます

固定資産税第1期の納期変更にともない移動窓口も5月に各地に出張し、納税事務を取り扱います。

＜日程＞5月17日(木)○久宝園住宅 ○友井ミツギ神社 △ショッパーズ八尾 △渋谷神社 18日(金)●高安ストア前 ●高安市場前 19日(土)●佐堂梓葉神社前 ●ツルミ橋前 21日(月)●山本中央市場横 ●日の出市場前 22日(火)○南陽温泉前 ○下竹淵橋△小林住宅広告塔下 △DMストア前 23日(水)○緑ヶ丘公園 △藤原酒店前 △近鉄久宝寺口駅前 △更エタパコ店

時間は ○印は午前10時～正午 △印が午後2時～午後4時 ●印が午前9時30分～11時 ●印が午前10時～午後4時です。

人事のこと

■保母職員を募集しています

電91-3881 内線213

☆資格 大学、短大、高校を卒業した者で保母資格免許を有する人で6月1日現在、満18歳以上37歳未満の人。

☆給与 大学卒 61,000円以上 短大 55,000円以上 高校卒 50,000円以上 他に月額

6,300円以内で通勤手当が支給されます。

☆試験 5月8日(火)午前9時 市役所受験申込用紙に名刺型写真1枚を貼付し、卒業証明書、成績証明書と資格証明書を各1通添付し5月4日(金)までに市人事課(本町1丁目1の1)へ申しこむこと。

市営住宅のこと

■市営大正住宅の空屋入居者を募集しています

電91-3881 内線262

市では、西木の本四丁目の市営大正住宅の第1種1戸と第2種2戸の入居者を次のとおりに募集します。

- ☆構造 第1種 3K 簡耐2階建 第2種 2K 簡耐平屋建
 - ☆家賃 第1種 月 4,900円(敷金3ヵ月分) 第2種 4,200円(敷金2ヵ月分)
 - ☆申込用紙の交付 5月8日～9日 午前10時～午後5時 市民ホール
 - ☆申込受付 5月15日～16日 午前10時～午後5時 市民ホール
 - ☆抽せん 5月18日(金)午前10時 市民ホール
- 資格やくわしいことは、市建築課へ。

下水道のこと

■受益者負担金制度の説明会を開きます

電91-3881内線260

久宝園、久宝寺排水区のうち48年度中に下水道工事を行なう地区の土地所有者、権利者のかたに下水道受益者負担金の説明会を次の日程で開きますので必ずご出席ください。

☆説明会日程
5月9日(水)、10日(木)久宝寺出張所 午後7時30分～9時 5月11日(金)、14日(月)渋谷町西勝寺 午後7時30分～9時 5月15日(火)市役所職員会館 午後2時30分～4時。

＜相談日もご利用ください＞
勤務の都合などで説明会に出席できない方のために次のとおり相談日を設けています。

下水道についての相談や負担金の申請書の受付などをしますのでご利用ください。

5月13日(日)、20日(日)午前10時～午後4時市役所、久宝寺出張所、渋谷町西勝寺

防犯のこと

■春の防犯運動が行われています

電92-1234

八尾防犯協会と八尾警察署では、4月21日から30日までの10日間を春の防犯運動実施期間として、△あきす、どろぼうの防止 △中高校生の非行防止の2点を重点目標に、防犯活動にとりくんでいます。

＜戸締りは忘れず正確に＞

外出する機会が増えてきますが、るすにされるときは、戸締りを忘れず向う3軒両隣りによく頼んでおきましょう。

★電化防犯設備について

市内では、たくさんの町会が町ぐるみの電化防犯設備をし、被害予防に成果をあげてい

ます。お問い合わせは、八尾警察署防犯課 電92-1234 内線56まで。

★戸締り相談について

戸締まり(錠前の取り付け)相談については、八尾署防犯課、または安中町2-2-1 島野宅 電22-4135 植松町7-9-22 高田宅 電92-2520までご連絡を。

体育大会のこと

■第21回春季八尾市民体育大会が行なわれます

電23-5101～2

市教委主催の第21回春季八尾市民体育大会が5月6日の「体操」を皮切りに6月中旬まで行なわれます。

☆参加資格 市内在住、在学、在勤者で参加費はいりません。

＜日程＞ ☆弓道 4月29日(当日)山本球場、6月3日(当日)市立弓道場 一般 いずれも9時～ ☆体操 5月6日(5月2日)午前9時 体育館 中学生、一般対象☆サイクリング 5月13日(5月10日)午前9時 大和川堤防 中学生 一般☆ハンドボール 5月13日(5月10日)午前10時 八尾高校 一般 ☆バレーボール 5月13日(5月8日)体育館 5月27日(5月8日)八尾高校 一般。 ☆卓球 5月20日(5月17日)体育館 一般 中学生

☆ソフト・ボール 5月27日、6月3日(5月23日)午前9時～山本球場 一般

☆サッカー 5月27日志紀中、6月3日八尾中(5月23日)青年、一般

()内の日付は申込みしめ切り日。申込みは、市立教育センター内、体育振興課体育係へ。

なお、この他の種目日程、申込み方法については、次号(5月5日号)でお知らせします。

生ワクチンのこと

■48年度上半期生ワクチンの投与を行います

電91-3881 内線246

☆該当者 生後3ヵ月から36ヵ月までの乳幼児でなるべく生後18ヵ月までに2回とも服用してください。

市では、春(5月)と秋(10月)実施。

＜日程＞

- 5月11日(金) 大正幼、竹淵小
- 14日(月) 中高安幼、南高安小
- 15日(火) 安中幼、久宝寺小
- 16日(水) 志紀小
- 17日(木) 山本小
- 18日(金) 竜華小
- 21日(月) 北山本小、桂聖教会館
- 22日(火) 曙川小、安中解放会館
- 23日(水) 清友幼
- 24日(木) 用和小
- 25日(金) 八尾小

時間は、いずれも午後2時から3時30分までです。

☆持っていくもの

- ①母子手帳、予防接種手帳(問診票)
- ②予防接種手帳のない人は印鑑と筆記用具の上ばき

なお、必ず体温を計ってきてください。

同和教育月間のこと

■人権尊重を訴える作文、標語ポスターを募集します

電23-5102

市教育委員会では、第8回同和教育月間(5月)にちなみ、作文、詩、標語、ポスターを募集しています。

☆テーマ 部落問題をはじめ、さまざまな問題をとらえて人権尊重を訴えるもの。

☆規定 作文…字数2千字程度 詩、標語…自由 ポスター…画用紙(全版四切) 応募される人は、5月15日までに市教委社会教育課社会同和教育係(清水町1の1の6)

監査のこと

■各行政委員会事務局と同和対策部ならび公益質屋の監査を行いました。

電91-3881 内線287

このほど市議会議事局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局および同和対策部の企画課、連絡調整課ならびに公益質屋の監査を行ないました。こん回の監査は、昭和45年度、昭和46年度の事務が関係法令にしたがって適正かつ効率的に行なわれているかどうかについて行なったものです。

＜各行政委員会事務局共通事項＞

1. 予算執行事務＝執行事務は、おおむね適正であると認めました。

2. 備品台帳の整備および備品の管理＝台帳の整理は、おおむね適正であり、備品との照合においても現品と一致し、良好に管理されていたことを認めました。

＜農業委員会事務局＞

1. 諸証明願綴＝書類の整理状況は、適正に整理されていたことを認めました。なお、証明に伴う手数料については、条例の規定にもとづき事務処理するよう注意しました。

＜同和対策部(企画課、連絡調整課)＞

1. 予算執行事務＝執行事務は、おおむね適正であると認めました。なお、一部予算差引簿の記載誤りがありましたので正確に記帳するよう注意しました。

2. 助成金の交付事務＝関係書類は、おおむね適正に記録整備されており、交付事務についても適正に行なわれていたことを認めました。

3. 備品台帳の整理および備品の管理＝台帳の整理は、おおむね適正であり、備品との照合においても現品と一致し、良好に管理されていたことを認めました。

＜公益質屋＞

1. 現金の保管状況＝金銭出納簿の残高と現金は一致し、保管についても慎重に取扱っていたことを認めました。

2. 保管質物の調査＝台帳と現品を抽出照合したところ現品と一致し、良好に管理されていたことを認めました。なお、質札の再交付事務について検討するよう促しました。

市政キャンペーン

制定10年目を迎えた“市民憲章” —推進協議会も発足しました—

昭和48年は、八尾市に市政が施行されて25周年にあたりますが、同時に「市民憲章」が制定されて10年目の年でもあります。

先月24日には、憲章の実践を推進しようと民間団体等で「市民憲章推進協議会」が発足。市民憲章を本当に市民生活に根ざした憲章にしようという動きが高まっています。

今回のキャンペーンは、憲章10年のあゆみと、今後の課題にスポットをあててみました。

■「市民憲章」制定のいきさつ

八尾市の市民憲章が制定されたのは、昭和39年11月3日の文化の日です。

昭和30年2月、4月、32年4月に隣接町村を合併し、昭和36年4月、大阪市と行政協定を結んで、当時、八尾市は将来に向かって大きく伸びようとしていましたが、昭和38年秋頃から青年会議所をはじめ、市民各層から「今のうちに、新しいまちづくりの目標をたて、基礎がためをしておかなければ……」

「市民生活の上に、心のよりどころとなる共同の目標とか、市民ひとりひとりの生活の指針となるものが必要ではないか……」という願いが高まり、制定の強い声となって、市に申し入れられました。

市では、さっそく、憲章制定の資料収集と調査研究にかかり、市民各層の代表者の意見も聴取し、39年7月には、各種団体代表者・学識経験者ら48名で構成される「市民憲章制定審議会」が設置されました。

審議会には、起草委員会が設けられ、憲章文作成の作業が行われ、39年の文化の日には市民ホールで市民憲章宣言大会が開催されました。

■市民生活に根ざした「市民憲章」に……

さて、市民は市民憲章をどのように考えているのでしょうか。

市が、46年度市政モニターに行なったアンケートのうち、市民憲章に関するものを拾うと……

問) あなたは、市民憲章に関心をお持ちですか

① 関心がある……………49名 (73.1%)

② あまり関心をもっていない……………17名 (25.4%)

③ 関心がない……………1名 (1.5%)

問) 市民憲章の内容をごらんになりましたか

① 見た……………62名 (95.4%)

② 見ない……………3名 (4.6%)

アンケート対象者が少ないこと、対象が市政モニターに限られていることを考えると、必ずしもこの結果は、市民全体の意見を反映しているとは言えませんが、市民共通の指標目標とも言うべき市民憲章には、大いに関心があるという結果がでています。

だからと言って、すぐさま市民憲章が、市民生活の中に浸透し、市民意識と密着しているとはいえないようです。アンケートでは

「市民憲章」といわれてもピンとこない」「市民憲章を市民に浸透させる必要がある」等の意見も多くありました。

制定10周年を迎え、憲章を、さらに市民生活に根ざした憲章にすることが、今後の課題といえます。

■「市民憲章推進協議会」が発足しました

市民憲章の精神をP.R.し、実践活動をおしすすめようと、八尾市・八尾商工会議所、八尾市青少年育成連絡協議会、八尾市婦人団体連絡協議会、八尾青年会議所の4団体が発起人になり、各種市民団体に呼びかけ「市民憲章推進協議会」が、3月24日発足しました。

憲章制定以来、憲章実践のための協議会がないまま、現在まで各行政施策の一環として取りくまれてきただけでしたので、憲章制定10年目の折から、活躍が期待されています。

協議会は、約40の各種団体の代表者で構成されており、「緑化部会」「親切部会」「勤労部会」「文化財部会」「青少年部会」の5つの専門部会に分かれ、憲章の具体的推進活動を行います。

事務局は、八尾青年会議所内に置かれ、市総務部長、市民憲章推進連絡会(市の関係部課で構成)が参与として置かれています。

●市民憲章の実践活動が広がっています

◆市民スポーツ祭

毎年10月の第4日曜日に行なわれている市民スポーツ祭は「若い力をそだてましょう—スポーツを愛し、たくましい身体をつくろう—」をはじめ、市民憲章の実践として行なわれているもので、ことしで9回目を迎えます。スポーツ祭には、親子かけっこ、スプーン競走、はしごくぐり競走、風船ゲームなど、楽しいプログラムが折りこまれ、日頃あまり運動する機会のない人も楽しく参加できると好評です。

◆「史跡めぐり」と「郷土史講座」

市は、昭和41年から毎年、春と秋の2回、季節にあったコースを選んで「史跡めぐり」を行なっています。

八尾市には、重要文化財に指定されている木像十一面観音、北条時政の制札、大阪府顕彰天然記念物に指定されている玉祖神社・善光寺、淡川神社のくすの木など、他市に誇る文化財、遺跡が数多くあり「八尾の史跡」などのパンフレット等を通じてP.R.していますが、史跡めぐりは、市民憲章の「文化財を大切にしましょう」の実践活動のため、実際に目で見て、文化財に対する理解を深めようという目的で行なわれており、毎回、約150名の参加者でにぎ

わっています。また、私たちの住んでいるまちの歴史を研究しようと、毎年1月、労働会館では「郷土史講座」を開いています。

◆青年団がサクラの苗木を植樹しています

市民憲章「みどりの町をつくりましょう」の実践活動として、緑化運動が市や各団体の手で続けられていますが、毎年3月には、市がサクラの苗木を購入、各地区青年団の手で公共施設や公園などに植樹されており、ことしで、のべ4,000本余りにも増えています。ことしは、ひとりでも多くの市民の方に憲章を理解していただくこと「緑のまちをつくりましょう」というタマゴ型の愛護看板を500枚つくり、それぞれの苗木にとりつけられました。

◆5カ年計画で10万本植樹達成運動が推進されます

市民憲章制定10年目の48年度は「みどりのまちをつくりましょう」をテーマに、緑化推進事業5カ年計画をつくり、市民ぐるみで10万本の植樹を達成する運動を推進する施政方針が打出されています。このため市内各駅前のフラワーボックスの増設、花の種の配布や園芸講座、展示会の開催などの緑化運動が展開されることになっています。

●市民憲章推進のあゆみ

- 39年11月 市民憲章パンフレット、全世帯に配布
市時報の特集号発行
- 40年1月 憲章の推進について打合せ
- 2月 推進委員会設置の準備打合せ
- 4月 自治会振興委員会が重要事業に市民憲章実践運動をとりあげる
- 11月 憲章文入下じき 8,240枚を市内全中学生配布
憲章制定記念市民スポーツ祭(第1回)山本球場で開催
- 41年3月 第1回史跡めぐりハイキング(300名参加)
- 43年4月 市政施行20周年記念に市木(イチョウ)市花(キク)を選定
- 47年7月 憲章推進協議会発起人会開催
- 48年2月 憲章推進協議会発足について打合せ
- 3月 憲章推進協議会発足



わたくしたち八尾市民は

- 若い力をそだてましょう
- あたたかい心でまじわりましょう
- みどりのまちをつくりましょう
- 文化財をたいせつにしましょう
- 働くよろこびに生きましょう





やお市政だより

第479号

5

昭和48年4月20日

写真ニュース

春うらら



▼景の人の目を楽しませています — 旭ヶ丘で —

▲ママ、きれいに咲いているね — 玉串川の桜並木 —

けっこうなお手前で — 労働会館分館で野点 — ▼



春のうらかな日差しを浴びて身も心も浮かれる今日このごろ。

私達に春の気分を満たしてくれた桜の花も散り、若葉が目立ちはじめましたが、チューリップ、ツツジ、菜の花など今を盛りにと咲きほこっています。



▼家族づれの散歩、デートに — 久宝寺緑地修影広場 —

▼ボクもこの花を買おうかな — 同緑地内の「花と緑の即売会場」 —



読物のページ



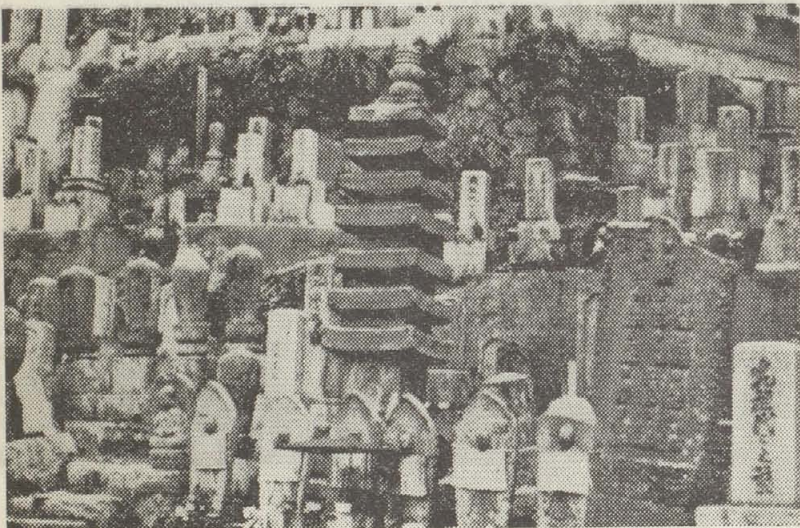
八尾の石仏

—その1— 沢井浩三（大阪府教育百年史編集室長）

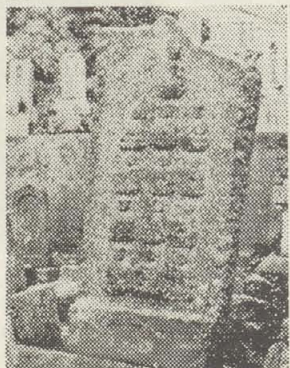
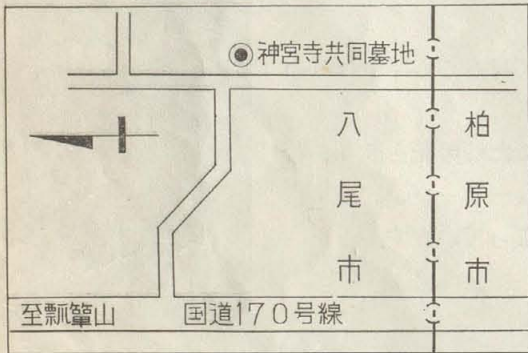
■十三仏碑

行基菩薩の建設と伝える河内七墓の一つである神宮寺共同墓地の入口、六地藏の傍にある。高さ凡そ130cmの舟形の花崗岩で、全体にかなり苔むして磨滅はなはだしく、上部欠損して、わずかに天蓋の彫刻があつたと思われる。両側にある銘文も風化による磨滅はなはだしく、左右に「永禄元年戊午 十月十五日」とかすかに読みとれる程度である。最上部に虚空蔵を主尊として、下から不動

明王を第1に三仏ずつを四段に交互に配列している。信仰者が一結衆のもとに、自分たちの菩提を弔う逆修供養のために建立したものである。十月十五日とあるは、弥陀にあたり大祥忌で三回忌の日にあたる。京街道筋には各地にかなり多く残っているが、市内では唯一のものである。横に破損はなはだしいが、鎌倉時代の五輪塔や七重の石塔が残っている。



写真（上）神宮寺共同墓地（下）十三仏碑



わが家の味じまん

今回は、安中町2-3-3にお住まいの西寺幸さん（主婦）から「輸入ぶた肉を使った料理」についてお聞きしました。



■輸入ぶた肉を使った料理

☆材料（4人分）輸入ぶた肉 200g（できるだけ赤身）ゴボウ 200g、ニンジン 100g、ピーマン 100g、油、砂糖、しょうゆ、化学調味料
☆作り方 ①ゴボウをまわしながら3cmぐらいの長さに乱切りし、ニンジンは、8mmの厚みのイチヨウ切りし、ピーマンは3cmぐら

いの角切りにする。
②ナベに油大さじ3杯を入れ熱し、野菜全部を入れ、さっといためる。
③ピーマンだけをとり出し、ゴボウとニンジンをカップ1杯の水を入れ、中火で煮る。
④やわらかくなったら、砂糖大さじ山盛り4杯、しょうゆ大さじ7杯、化学調味料を加え、とろ火で10分間煮て、ぶた肉とピーマンを入れ煮つめるとできあがり。
輸入ぶた肉 100g 80円のもので赤身が多いし、けっこう内地牛肉の代用になります。献立で困った時や出かけて2日ぐらい留守にする時などの保存食として、また、四季を問わず材料がそろいやすいので重宝しているとのこと。
今の季節ならこの他にタケノコでも加えてお宅でもためされたいいかがでしょうか。



姉妹都市ベルヴェ

—その1—

今月から、この欄では、姉妹都市ベルヴェの紹介をしていきます。

ベルヴェ市との姉妹提携は、いまから11年前、当時の脇田市長が欧米8カ国を訪問したとき、ワシントン州シアトル市に立ち寄り、当時青年会議所から依頼のあった「アメリカで八尾市と似た都市の青年会議所と姉妹都市の紹介をしてほしい」との希望を伝えたことから始まります。シアトル市では、大阪市と八尾市の関係と同じ

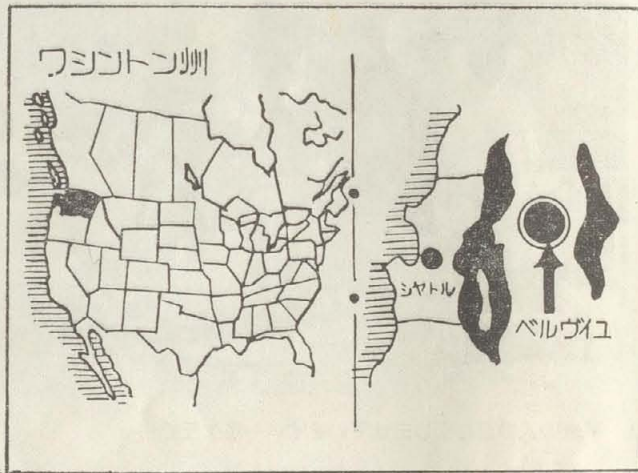
ように増える人口でドーナツ現象をおこし、衛星都市ベルヴェ市に人口が流入していることに類似点を見出し、ベルヴェ市を紹介、昭和38年両市の青年会議所が姉妹提携を行ないました。

その後ベルヴェ市の方でさらに両市の親善を深めるため、市同士の都市提携まで発展させてはと、当時のベルヴェ市長が、議会の議決をたずさえ、姉妹都市の申し込みに来市、大橋市長にその意向を伝えました。

これに応え、当市では、議会でこの申し込みを検討し、受け入れようとの結論がでて昭和44年11月、両市はめでたく姉妹都市提携の調印をしました。

次回（5月20日号）は、ベルヴェ市のおい

（注）カットはベルヴェ市の市章



わたしの庭しごと

花とわたし—その9

今回は、植松町3丁目3-6にお住まいの吉村通孝さん（38歳、渋谷神社宮司）に「セッコク（石斛）の栽培」についてうかがいました。吉村さんは、現在、セッコクの他オモト、ランなど栽培しておられ、草花をいじって20年になります。

■セッコク（石斛）

セッコクは、長生らんとはいわれるらん科の多年草で、小指の先ぐらいの花（薄紫、白）を咲かせる気品のある草花です。

☆用意するもの 新鮮な水苔、素焼き鉢

＜栽培方法＞

- ①3月下旬から4月上旬までに根の部分を水苔でつつむようにして、直径5cmから10cmの素焼き鉢に植える（水苔は鉢高にする）
- ②植えたら日のよく当たる場所に出し、夏の間は涼しい所（半日影）におく。
- ③水は、1日に1回ぐらいで、夏の間は1日に2回ぐらいやる。
- ④月に2、3回水でうすめた化学肥料を施す。
- ⑤梅雨から夏の間に2、3回消毒する。
- ⑥花は、4月下旬から5月上旬までに1週間ぐらい咲く（花がつく茎は、去年に出た茎）

なお、一般には「深山のセッコク」の方が手に入りやすいので、これで一度育てられたらいかがでしょうか。

（栽培方法は同様です）

写真（左）は、セッコクを手入れする吉村さん





かにい主婦のお買物

■和製舶来品にご注意を！

舶来品に対するあこがれは、私たち日本人の間では、依然として強いようです。舶来品＝高級品というイメージがまだまだ残っているのでしょうか。

こうした私たちの気持ちをたくみに利用しての舶来品国産かまぎらわしいラベル表示をした商品が出まわっています。以下、舶来と「誤認される」あるいは「誤認されるおそれのある」表示例をあげてみます。

- ①外国文字と国名が表示されているもの＝輸入生地を国内で縫製加工したジーンズに「JEYNES U.S.A.」とするなど
- ②外国文字で原材料が「一産」と表示されているもの＝MATERIALまたはFABRICなど
- ③外国の会社のデザインを外国文字で表示したもの＝DESIGN FROM PARISのタオルケットは生地、縫製ともに国産である
- ④有名デザイナーの名前を外国文字で表示したもの＝カルダンのスカーフなど
- ⑤外国地名と国旗を合わせて表示してあるものや、外国国旗のみ表示してあるものなど

⑥外国文字と地名が表示してあるもの＝原料、製造ともに国産品だが、「LONDON PARIS NEWYORK」と表示した男性化粧品など

⑦外国風の社名をもつ国内企業が外国文字で表示しているもの

これらは日常のショッピングで、しばしば経験することです。今後とも、円の切り上げ、税の軽減によって輸入品が豊富になると同時に、和製舶来品がより多く出まわることが予想されます。

公正取引委員会では、表示には原産国を明記し、日本語を使用するよう指導を強めています。しかし、私たち自身も考えなければならぬのではないでし

ようか。
商品を選ぶ基準は「舶来であるから」では困るのです。ジーンズひとつとっても、国産品とアメリカ製とでは、品質的にまったく差がないというデータもでてきます。
商品は品質で選べたいものです。そのためには、私たち消費者は、品質に対するきびしい自をやしなうことが必要です。公取委によるあいまいな表示の追放は、私たちの品質に対するきびしい目がともなってこそ、はじめて、意味をもつのではないのでしょうか。

医療と健康

八尾医師会

■母となること

結婚すれば自然のなりゆきとして子供が生まれます。ところが、このあたり前のことが、案外自分のことになるとびんとこないものようです。

そこで今回は妊娠初期のことについて、胃のこらないう話をします。

①結婚しているかどうかに関係なく、男女関係のある婦人で月経がなくなれば、妊娠ではないかと思ってください。

「わかりきったことを」とお思いでしょうが、妊娠6ヶ月になってはじめて、「おなかびくびく動いて気持ち悪い。便秘のためでしょうか。」と受診なさるかたがいます。子供ができるかもしれないということをもまったく知らないで、またはすっかり忘れてしまつて結婚生活に入っておられるかたがいます。

②無月経のあとに性器出血があったら、流産ではないかと思ってください。

この場合よくみられる誤りは、何かのために月経がのびていてそれがやっと始まったのだ、と思いこんでしまうことです。その結果、出血量の多いもの、下腹痛のひどいもの、みんな月経の遅れによるものだと思います。

2、3週間もしんぼうしている人がいます。それを流産と気がついた時は防ぎようがなく、時には、突然大出血がおこって、深夜に救急車のお世話になるということになりかねません。

③妊娠したらおなかの赤ちゃんに対して責任をもってください。

この点で残念なのは、最近の核家族の流行です。経験豊かなおばあちゃんのアドバイスが得にくく、ゼロから勉強しなければなりません。

ミニスカート、スキー、オートバイなど流産の原因になりやすいものは、極力さけるべきでしょう。

④妊娠と診断されたそのときから、赤ちゃんが生まれて育て上げるまで、女性は尊い母の仕事に明け暮れるようになります。その間、爪は短かくきりましょう。

長くおぼし、きれいにマニキュアを塗った爪も、妊娠中の衛生や、かわいい赤ちゃんのピンク色の肌にはふさわしくありません。あの長い爪は細菌の格好のたまり場となるのですから。

■図書室へのご案内

年度がわりの紙面刷新にともなう、今月から月1回(20日号)、「図書室だより」のコーナーをもうけました。新しく入った本の紹介を中心に読後感なども適宜のせてゆきます。

なお、「図書室？」とお思いのかたもおられると思いますので、その概要をお伝えすることから、このコーナーを始めます。

八尾市立公民館図書室。所在地は清水町1丁目教育センター内。蔵書は2万冊余り。

内訳は、文学 5,076、社会科学 3,547、以下、自然科学、語学など全般にわたっています。

開室日時は、月、水、木、金が午前10時～午後8時。土曜日が午前9時～12時。日祝祭日は午前10時～午後5時。なお、火曜日は休室(祝祭日にあたっても)。

図書は開架式になっていますので、開室中

は自由に室内閲覧ができます。

貸出しは、市民または市内在学、在勤のかたを対象におこないます。希望されるかたは、図書室をえつけの「図書帯出券申請書」に必要事項を記入、保証人の証明を得た上、ハガキ1枚(連絡用)をそえて直接図書室に持参してください。

「図書帯出券(有効期間6ヶ月)」ができあがりましたら、ハガキで連絡しますので、そのハガキ持参の上「図書帯出券」と引きかえてください。

なお、保証人は地区の自治振興委員さんに限りますが、学生、生徒の場合は学校長、市内在勤者は公民館長の認める勤務先の上長でも結構です。

46年度の利用者はのべ6万人余、閲覧図書数は8万冊弱でした。(室内閲覧を含む)

みなさんも一度ご利用なされてはいかがでしょうか。

図書室だより



経営のみちしるべ

■流動比率の見方

おたくの会社では、企業の短期の安定性を測定する指標として、どのようなものをお使いでしょうか。

もっとも一般的に利用されているのが流動比率とよばれているものです。

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動資産としては現金預金、売掛金、受取手形、たな卸資産(商品現在量)などが、流動負債としては買掛金、支払手形、短期借入金(1年以内の借入金)などがあげることが

できます。
流動比率は古くから銀行家比率とも呼ばれているように、短期の安定性(銀行側からみれば支払能力)の測定指標として利用度は大きいものです。それは短期の負債(流動負債)に見合う短期の資産(流動資産)がどれだけあるかを示しているからです。

流動比率が100(%)で短期の負債と短期の資産が等しく、100(%)以下で短期の負債が短期の資産を上回り、その企業としては短期の安定性に欠けることになります。反対に100(%)以上で短期の資産が短期の負債を上回ると、その企業は短期の安定性を有していることになります。

例をつかって説明しましょう。

A社の〇月〇日現在の貸借対照表(バランスシート)が表1のようであったと

表1 A社の貸借対照表(単位千円)

現金預金	2,000	支払手形	2,500
売掛金	1,500	買掛金	1,500
受取手形	1,000	短期借入金	2,500
たな卸資産	3,000	未払金	500
土地建物	5,000	長期借入金	5,000
機械器具	2,500	資本金	2,000
備品什品	600	当期純利益	1,600
	15,600		15,600

しましょう。
流動資産=2000千円(現金預金)+1500千円(売掛金)+1000千円(受取手形)+3000千円(たな卸資産)+7500千円
流動負債=2500千円(支払手形)+1500千円(買掛金)+2500千円(短期借入金)+500千円(未払金)=7000千円
A社の流動比率=7500÷7000×100=107%

中小企業では、流動比率は130%前後あるのが望ましいでしょう。しかし、流動比率で問題となるのは、それが企業の短期の安定性を測定する指標としてもっとも一般的に利用されているにもかかわらず、必ずしも万能でないということです。つまり、流動比率が大きいことが必ずしも安定といえないし、同様に、小さいことが不安定といえないということです。要は、その企業の体質によるということです。最後に、各製造業の流動比率をあげておきます。(表2)

表2 各製造業の流動比率

業種	府下平均	全国平均	業種	府下平均	全国平均
食料品工業	141.7	141.2	繊維工業	128.8	127.4
製材、木製品工業	110.4	115.2	紙、紙加工品工業	116.1	118.7
印刷製造業	168.4	127.4	化学工業	126.4	125.4
窯業	150.7	124.4	非鉄金属工業	109.3	118.7
鑄鍛造品工業	130.9	141.4	金属製品工業	139.8	133.1
機械器具製造業	145.7	133.5	電気機械器具製造業	132.2	133.4
輸送機械製造業	144.4	124.6	プラスチック成型工業	143.6	123.3



やお市政だより

第479号

8

昭和48年4月20日

市の話題

●市立養護学校に送迎用マイクロバス

このほど、市立養護学校と市立いちよう学園に、3台目の送迎用マイクロバスがはいりました。

これまでは「きぼう号」と「エンゼル号」の2台で、市内2コースにわかれ、こどもたちを送迎していましたが、いつも満席となる

ため新しく購入したもので「第2きぼう号」と名付けられました。

かたちや大きさはこれまでと同じで26名乗ります。5月からは八尾木に建設中の新校舎に移り、3台のバスがこどもたちの送迎に活躍します。



●黒田知事が八尾養護学校を視察しました

13日、黒田知事は上之島町南7丁目の府立八尾養護学校を視察しました。

まず、西野校長から学校の特徴や苦勞している点などの説明をうけたあと、約1時間にわたって校内をみてまわりました。途中で、音楽が流れる教室で絵をかいている

こどもたちに、ほほえみながら話しかける場面もみられました。

また、現場の先生方5人との懇談会をもち、悩みや要望をきくとともに、「一層意欲的に取りこんでください」と、先生方を激励しました。



●大正中学校が、府立八尾学園にチューリップをプレゼント

菊の1人1鉢運動などで、1年間花の絶え間のない学園づくりをしている大正中学校が、こん月10日、新設校のため緑が少ない府立八尾学園へ、フラワーベースに咲かせたチューリップを贈りました。10日午後、大正中の先生2人が50cm×15cmのフラワーベ

ス5個(チューリップ4本咲き)を持って、福万寺町北の八尾学園を訪問すると、同学園のこどもたちはさっそくチューリップのまわりに集まり、赤く咲く花に見とれていました。

大正中の先生方は、今後は定期的に花を持ってくることを約束していました。

●佐堂歩道橋の延長工事が完成しました

美園小の児童の通学路にあたっている大阪中央環状線の佐堂歩道橋の延長工事がこのほど完成、16日から児童が使用を始めました。

これまで同校児童がこの歩道橋を渡り通学していたが、昇降口が弥刀上之島より南にあり、この交通量の多い道路を横断せねばなら

なかったため、この危険性を父兄が指摘し、昇降口を弥刀上之島線を越えてつける工事を府が行なっていたものです。

16日の下校時から美園小の約330名の児童が使用しましたが、学校側も父兄もこれで安心して通学させられると喜んでいました。



しあわせを築く道

部落解放とわたしたち——②

「ねた子を起こすな」を克服し、真実に目をむけよう／

「部落差別なんて、きいたこともなかったのに、八尾にきて同和教育で、部落部落ときかされる。そんなこと、きかされるから差別がでてくるのと同じがいますか」

という声が、いまだによくきかれます。

この声は、部落内では、「部落部落というから差別をうける」ということでいわれています。

今回は、これらの「ねた子をおこすな」といった意見について考えてみたいと思います。

この意見は、自分が「部落差別なんて、きいたこともなかった」ということから、この社会に「部落差別はない」と思いこみ、「部落部落」というから「差別がでてくる」という考え方です。

その誤まり根本は、「部落差別なんて、きいたこともない」から「部落差別はない」と思っていることです。

事実、厳然と部落差別が存在し、人の命

が奪われるというようなことがあるのです。だから「きいたことがなかった」ではなく、目をひらき、事実をみきわめてほしいのです。

八尾市にすんでいなくとも、この社会に生きている限りは、決して部落差別と無関係ではありません。

わたしたちは、部落差別によって「部落の人々よりましだ」と思いこまれ、分断されることによって、自らの生活が豊かでなくなっていることにめをとざされています。

わたしたちは、この事実にかくされた真実にめをとざされ、「くらしは楽ではないが、こんなものだ」と、しらすしらすのうちに教えこまれているのです。

例えば、教育ひとつについても、「できるもんが、上の学校へいき、でけへんもんが学校へいかれへんのが、なにがわるい」という考え方が、あたりまえとされてきました。

しかし、その「あたりまえ」の中に、教育が豊かに保障されない差別や貧富の差別が

くされているのです。

可能性はもっているにもかかわらず、差別によって学習する機会を十分に与えられなかったために、学力が低いということ。

憲法で明記された教育を受ける権利が十分に保障されていないという事実。

このように、「あたりまえ」の中には、差別がかくされているのです。

ですから、「あたりまえ」のヴェールの中で、安穩とすごしていると、しらすしらすの間に差別するということになってしまいます。「私は差別していません」といっていても、「勉強のできないものが進学できないのは、当然だ」などという考え方の中では、差別することになってしまうのです。

同和教育は、憲法の理念にたって、人権を尊重し、真実をみぬき、差別しない、差別させないための教育です。

八尾市民のみなさん、「ねた子を起こすな」という誤まった意見を克服し、真実をみぬいていこうではありませんか。

本 会 議

●会議のあらまし

■3月定例会

3月定例会は、3月5日から当初の日程を3日間延長して3月29日まで25日間開かれしました。

この市会では、48年度の各種会計当初予算案をはじめ、建築基準法上の特定行政庁となるについて必要な事項を条例で定める「八尾市建築審査会条例制定の件」、肢体不自由児及び重度精神薄弱児に対する教育機関を充実強化するための「八尾市立養護学校設置条例制定の件」、第9期病院増改築事業による新病室の完成や最近の社会経済情勢の変化等を勘案し、病院の入院料加算金を改定する「八尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件」などの各種条例案や、その他各議案に対して常任委員会が開かれ慎重に審査が行なわれました。

なお本会議初日には、市長から48年度の施政方針が発表され、また、広域行政調査並びに駅前整備の両特別委員会の1年間の活動経過が報告されました。

また今回、「乳幼児の医療費を無料にす



る」請願が提出され担当委員会が審査の結果採択されました。

本会議で行なわれた市政一般についての質

問と、各常任委員会の重要議案審査のあらまし並びに26日に提出し、可決された決議の内容は別稿のとおりです。

●代表質問のあらまし

＝財政危機の実態と打開策について＝

【質問】 本年度一般会計予算160億5,300万円と、特別会計予算との関連性における今後の見通しについて尋ねたい。

特に、病院会計においては、47年度単年度決算を加えると、累積赤字額は約4億円となり、また、水道会計では3億3,000万円、さらに国保会計においては、47年度単年度で1億2,900万円の赤字である。

これが打開策としての一般会計からの繰り入れもままならぬ現状にあるだけに、それぞれの累積赤字の限度を示されると共に、財政再建団体の指定回避のため対策はいかに。

【答弁】 一般会計並びに特別会計共に、相当額の赤字の止むなきに至っているのが現実であるが、この中で一般会計においては、47年度の決算見込みで、赤字の累増を何とか避け得る見通しがついた。しかし、特別会計における赤字累増回避は極めて困難な状況であり、鋭意累増額を最少にすべき努力しているところである。赤字額がある限度を超過すると、再建整備団体の指定を受け自主機能が大きく失われることになるので、国・府補助の増額並びに経費の節減と効率化に努め、赤字累増を極力避けてまいりたい。一般会計ではその赤字額が一般財源の20%、特別会計では不良債務比率の限度を超過した場合、再建整備団体に指定される。

＝生活権を保障する建築指導を／＝

【質問】 最近、住宅街に民間資本のマンションが侵入し市民の生活権が破壊されつつある。そこで、48年度から建築基準法上の特定行政庁となるが、無秩序な市街化規制と健康で文化的な住みよい町づくりの実現のため、いかなる行政指導をしていくのか。

【答弁】 全市域を対象としてあらゆる分野からの環境悪化を阻止する必要がある。それには、まず住宅等の開発行為に関しては、円滑な都市機能の確保と良好な都市環境を形成するために、一定の指導基準を盛り込んだ開発指導要綱を策定する必要がある。いまその準備段階である。この施策については、先進都市の実情を参考にしながら、本市の特性

を活かした要綱を策定していきたい。

＝市の中心部における都市開発について＝

【質問】 本市の都市開発については、具体計画も作成され、徐々に都市形も整備されつつある。しかし本市の中心部ともいえる国鉄八尾駅周辺については、まだ十分な開発ができていないが、特に、駅の南北両広場及び周辺道路の整備について確たる市長の見解を示してもらいたい。

【答弁】 国鉄八尾駅の南北両広場並びに周辺道路については、計画決定を見ているが、過年度より事業を進めている亀井八尾停車場線は現在波川踏切まで完了し、これに続く駅前まで約115mの区間について、用地の確保と築造を積極的に推進していく予定である。

さらに広場、道路等の整備については、地元の協力を得て再開発事業として検討していきたいと考えている。

＝学校間施設格差の解消を図れ＝

【質問】 人口増に伴う学校建設については先行建設方式により、積極的に対処されているが、新設鉄筋校と既設木造校との施設格差を今後の問題として、いかに解消していく考えなのか。

【答弁】 小学校80%弱、中学校83%強の校舎の鉄筋化を見ている。しかし、古くからある木造校舎と新設校舎に格差が生じている。

特に、老朽木造校舎については、国の補助基準が耐力度4,500点以下のものを対象としているので、この補助基準の拡大と耐性の引上を強く要望しながら、各学校間の施設格差の解消を図っていく考えである。

＝乳幼児医療費の早期無料化を＝

【質問】 わが国の乳幼児の死亡率は最近減少したとは言え、0歳児から4歳児までの死亡率は高率を示している。また、身体障害者のうち、先天性のものを除いては分娩時の障害、胎児期の母親の異常、その他乳児期の疾病等によるものが主な原因である。

こうした実態からも、妊婦の健康保持と同時に、乳幼児疾病の早期発見、治療が重要と

なってくるわけである。

今日、乳幼児を持つ親のほとんどが年令が若く、経済的負担の重荷から、受診の中止や早期退院をせざるを得ない人が増えていると言われている。他市においても多くが実施されている今日、八尾市においても、とりあえず0歳児だけでも無料にすべきだと考えるがいかに。

【答弁】 乳幼児医療費無料化については、その重要性を了知すると共に、妊産婦の健康管理の充実、適切な保健指導の推進が、乳幼児疾病の減少、また、死亡防止に重要な役割を果たすものと推察し、総合的な医療対策上の諸問題を調査検討すべき48年度予算に調査費を計上し積極的に取り組んでまいりたい。

また、国・府の動向をも慎重に見極めながら対処したい。

＝道路網（都市計画道路等）の整備は＝

【質問】 都市計画道路整備計画の展望、並びに、市民生活に直結した通学道路、通勤道路、買物道路について、どのような整備計画を持っているのか。

【答弁】 計画決定をみている都市計画街路のうち、約32%が完成し、残り68%について鋭意促進に努めているが、この残事業を事業費にすると約700億円、この内事業主体が国府のものが450億円、市と考えられる区画街路にあつては約250億円の莫大な事業費である。

市においては、特に道路網の骨格となる幹線・準幹線の整備に重点を置き、国・府に強く整備要望を続けているところである。また一般区画街路については、特に緊急整備を要するものから随時先行用地の確保に努め、事業化を進めて行きたい。

次に、生活道路（特に私道）については、現在、市内全域にわたる私道の調査を行なっているが、これを一挙に整備することは至難であるので、実態調査の結果に基づき、整備の必要性、緊急性等によって分類整理を行ない、助成等の基準を確立し、財政面を配慮しつつ前向きに取り組んでまいりたい。

なお、その基準については、精力的にまとめることとし、近く方針を明らかにしたい。

議会だより

10

本会議

●個人質問のあらまし

＝巡回バス運行の実施の意志は＝

【質問】 仮称市立福祉センターが、いよいよこの6月竣工の予定であるが、このことは市民すべての待望久しかった事業であり、その目的を達成するためにも、特に、老人及び心身障害者に対する施策として、センターの完成と同時に、巡回バスを運行すべきであると考えているが、市長の考えはかいか。

【答弁】 福祉センターの効果的な運用については、現在検討中であるが、特に巡回バスの運行については、センターの立地条件、交通の便不便を考慮し、建物の完成時までに方針を決定したい。

＝いつになる 水洗化＝

【質問】 現在、久宝寺、久宝園排水区の実施計画が施行されているが、水洗化供用開始の実際の時期について、予定ではなく実際にいつから実現可能なのか。

【答弁】 公共下水道の供用開始については早期具置化をめざし、全力をあげて準備を進めてきたが、水洗化は本市にとっても未経験であり、また、管渠の建設工事と併行せねばならぬ条件等もあり、当初の予定から若干遅れ、一部7月1日から開始することに決定した。なお、八尾排水区については、楠根川を横断する難工事のため遅れているが、受益者負担金を徴収する経過からも考え、深く責任を感じている。

昭和49年度の当初を目途に供用開始できるよう、懸命に努力する。

＝病院火災の避難体制は十分か＝

【質問】 最近病院火災による事故が続出しているが、防火設備、患者の誘導体制の不十分が大惨事の原因となっているが。

【答弁】 市内には市民病院のほか8カ所の病院があるが、消防署において立入検査の結果、防災設備については比較的整っていたようである。しかし、設備が整っていても、これの管理が不十分であったり、平素の訓練不足が大惨事の原因となっている。

消防署においては、人間尊重を重点目標とし、消防行政の推進を強調している。

入院されている行動の不自由な人に対する対策について、今後、各病院と十分連絡をとり訓練をやって行きたい。

＝ごみの不法投棄について＝

【質問】 市内至るところに見受けられるごみの不法投棄は、環境保全上、また、公害の見地からも、何らかの対策を講じる必要があると思うがいか。

【答弁】 住民の生活環境保全、街の美化を図るなかにおいて、心ない一部の不法投棄はまことに遺憾にたえない。市としては、ごみ処理には積極的に取り組み、一般家庭の週2回収集、手数料の無料化、さらには大型粗大ごみの月一回定期収集を実施し、一般家庭における不法投棄は急激な減少を見た。一方、

事業活動から排出される産業廃棄物は増加の一途をたどっている。これに対処し、府に埋立施設の早期完成方を要望すると共に、事業者に対する指導強化を図っていきたい。

＝負担金・補助金の再検討を望む＝

【質問】 補助金等については、地方自治法で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定しているが、本年度の負担金・補助金等2億8千万円についてはどのような基準で判断されたのか。

【答弁】 負担金補助交付金は、より効果的な事務事業推進を図るため、その内容が公益上必要な場合、これを助成するため交付しているが、負担金については、他の地方公共団体と提携して行なう事務事業にかかる分担であり、人口、行財政規模により算出されている。補助金助成金については、自治振興委員会運営補助等、各分野の管理運営にあてているが、人件費の伸び、或は、新規事業的なものに精査し助成している。

＝急げ 近鉄山本駅前整備＝

【質問】 市長は、一度でも近鉄山本駅踏切で、電車の通過を待たれたことがあるか。

市民の多くは、駅前周辺のスーパー等、毎日の食生活のため、踏切で相当時間歩行を強断され、列車の通過を待たねばならぬ。

このような多くの市民のいら立つ思いと不満を解消するため、一日も早く、駅周辺の整備と高架化を深刻に訴えるものである。

【答弁】 近鉄山本駅前の整備については、既に北側に広場の計画決定を見ているが、現在進めている久宝寺ロー山本間の高架事業は山本駅西側で地上面に降り、これに続く以東については、種々技術上の問題があり、現在のところ高架化については考えておりません。

＝道路舗装計画について＝

【質問】 市民生活の利便と安全を確保するための道路舗装は急務であると考えますが、生活環境の整備についての市民要求が高まってきた現在、これを強力に推進して行くためには、市道は勿論のこと、私道の舗装、維持管理についても、具体的な方針を打ち出すべき時期にきていると思うが、市としての態度を伺いたい。

【答弁】 現在、市道の舗装率は延長で約70%である。旧来からの市道の大半は整備されたが、新たに市街地を形成した地域については、今だに未整備の市道があるが、沿道の開発に見合せて早急に整備していきたい。

私道の整備についても前向きに取り組んでいるが、市道の整備との関連もあり、単年度で整備することは至難であるので、目下、私道の整備について、費用の助成方法、助成対象道路の条件等、あらゆる角度から分類し検討を加え、整備を図りたい。

＝文化財保護を積極的に＝

【質問】 市民憲章の一節に「文化財を大切にしましょう」とうたわれているにかかわらず、市の積極的な姿勢が見い出せない。

本市は、文化的伝統として数多くの文化財を有しているが、これらを一堂に集めて、広く市民に解放する必要があると考えるが。

【答弁】 ①文化財の認識啓発のため事業として、八尾市史跡の発行、また、時報による紹介、史跡巡りの行事を行なっている。

②保存と公開については、一部八尾中学の教室に展示、中田遺跡の見学会、写真記録の公開、教育センター内で出土品の展示等、今後十分公開展示したい。

＝新薬の使用基準は＝

【質問】 わが国において、近年特に新薬による薬害が大きな社会問題となっているが、本市の市民病院では、薬害に対する考え方と薬の使用基準をどのようにされているか伺いたい。

【答弁】 薬には効果のある反面、副作用問題が伴うので、そういう薬を投与する場合は事前にテストを行なうと共に患者に対する予診を十分行ない、事故を卜じないよう注意している。

薬の使用基準については、院内に薬事委員会を設け、検討の上使用している。

＝土地開発公社のあり方について＝

【質問】 今回設立される八尾市土地開発公社の業務の執行について、具体的にその執行体制を示されたい。

【答弁】 昨年12月に議決を賜わり、本年4月1日発足の運びとなったが、公社発足により、現在市で行っている公共用地取得については、公社において一元的に実施すべき、執行体制の準備を進めているところである。

なお、現在の八尾市開発協会の業務は、学校先行取得など建設業務とし、公共用地先行取得業務は、新設の公社に移管する方針である。

＝住宅問題にいかに対処するのか＝

【質問】 市長はこれまで財政難を理由に、市営住宅については、昭和42年以来一戸の建設もなされていないが、低所得者層の住宅難解消にいかに対処するのか。

【答弁】 市営住宅建設に代る対策として、府営住宅の誘致と地元市民の入居抽選の特別措置を図ってきたが、最近の地価並びに建築資材の異常な高騰等むづかしい問題もあるが、今後の建設について最大の努力をしたい。

また、府営住宅の建替え計画もあるので、地元の優先入居について強く働きかけをしてまいりたい。なお、今後空屋の入居については、可能な限り早い機会に入居抽選を行なえるよう進めていく考えである。

●議会日誌

2月2日駅前整備特別委員会▷5日文教民生委員協議会▷6日寝屋川南部広域下水道組合会議▷9日近畿市議会議長会▷12日保健経済委員協議会▷15日各派幹事長会議▷16日議会各派総会▷17日東部大阪治水対策促進議会協議会▷19日文教民生委員協議会、総務委員協議会▷20日大阪府都市競艇組合会議▷21日恩智川水防事務組合会議▷22日駅前整備特別委員会、広域行政調査特別委員会▷24日建設

委員協議会▷27日議会運営委員会、全員協議会▷28日長瀬川沿岸下水道組合会議▷3月2日大阪府下市議会議長会▷5日議会運営委員会、本会議第1日▷8日議会運営委員会、本会議第2日▷9日本会議第3日▷12日本会議第4日▷13日建設委員会▷14日建設委員会▷15日文教民生委員協議会▷16日文教民生委員協議会▷17日保健経済委員会▷20日保健経済委員会▷22日総務委員会▷23日総務委員会▷24

日議会運営委員会▷26日本会議第5日▷27日文教民生委員会▷29日議会各派総会、議会運営委員会、本会議最終日▷31日大阪府都市競艇組合会議▷4月6日議会だより編集委員打合せ▷9日各派代表者会議▷10日近畿市議会議長会総会、議会各派総会、大阪府都市競艇組合会議▷14日議会だより編集委員会▷18日全国民間空港所在都市議会総会

議会だより

11

委員会

●昭和47年度一般会計 決算見込について

【質疑】

46年度未決算で7億3,700万円の赤字を出したが、47年度決算見込みはどうか。

【答弁】

47年度は極力赤字の累増を避けるべく国府支出金の獲得、税収の確保、経費の節減に努めた結果約7億5,000万円程度の歳入不足に押えられる見込みで、47年単年度としての赤字は回避できる見通しである。

■自治振興委員会のあり方について

【質疑】

最近の調査によれば、多くの自振委の方が現状に不満を抱いていることが明らかにされているが、自振委制度について抜本的な検討を行なうべきではないか。

【答弁】

元来、地区の住民要求を吸い上げて市政に反映させることが自振委の主たる使命であって、文書配布はそれに付随したものであるが、実際にはこれが逆転しているところに問題がある。今後、必要記事を広報紙にできるだけ収録することより配布書類を少なくするほか、広報紙を一部新聞折込みするなどの方向で、地区役員とも協議しながら現状を改善していきたい。

■各種団体等に対する補助交付金について

【質疑】

本年度も予算全般を通じて2億4,300万円の補助及び交付金が計上されているが、いずれも客観的に見て公益上必要なものかどうか

点検を行なったのか。

【答弁】

補助及び交付金の中には、市が直接行なうべき行政を、各種団体等に支出することによって、より行政効果を高めようとするものや、公共料金の一部肩代わりの意味を持つものなど性格の異なるものが各種含まれている、確かに一度支出した補助金を打ち切るとは実際には至難なことであるが、だからと言ってこのまま放置することは現在の財政事情から見て許されない状況にあるので、逐一点検のうえ、49年度予算編成期までに結論を出す考えである。

●曙川北土地地区画整理 事業について

【議案の内容】

本年度の当初予算で、総務管理費として5,286万円、土地地区画築造事業費として2億3,592万2千円等、歳入歳出合計2億8,900万円が計上されたものです。

【質疑】

- 1、事業の進捗状況はどうか。また、立退き問題については、60%の解決を見たのみであるかなぜか。
- 2、残ってきた問題は、後になるほど困難なものであり、より充実した組織をもって対処しなければ問題の解決はないと考えるがどうか。

【答弁】

1、47年度に本事業の80%が完了し、48年度には、街路等のすべてが完了する見通しである。また、区画整理事業の進め方として

は、まず、街路等の築造から入るものであるが、立退き問題については、補償問題等その人により、さまざまな問題が提起されてくるため遅れが生じているが今後一層の努力を行ないたい。

- 2、人員の問題が大きい割合を占めるが、種々の問題点もあり、現在の人員でもって最大の努力を払っていききたい。

【審査の結果】

仮換地の問題等、住民に不安を及ぼすことのないよう促し、原案どおり可決しました。

■昭和48年度八尾市一般会計予算

【質疑】

- 1、竹洲地区における排水路改修事業の利便に浴しているのは、おもに大阪市側の住民であるが、この工事が大阪市と折半で行なわれているのはどうか。

- 2、排水路整備費において、前年度の8割増の予算が計上されているが、浚せつ関係では、200万円の増のみであり、これで毎年苦情の多い排水路の整備に対処できるのか。

【答弁】

- 1、この事業は、大阪市との行政協力の関係もあり、当初の話し合いで両市の負担を決定したが、現状を考慮して今後は、大阪市と折衝を行ない負担の軽減に努力したい。
- 2、市民要望に応えるべく努力しているが、今後の補正等についても十分検討していきたい。

【審査の結果】

本予算の適切なる執行を促し、原案どおり可決しました。

●幼稚園と保育所の一 元化について

【議案の内容】

従来の市立桂幼稚園を保育所に発展的に一元化し、市立桂南保育所として発足させ、同和地区における幼児教育の充実を図ろうとするものです。

【質疑】

- 1、今日までの幼保一元化に対する市の態度と取り組みの経過からして、48年4月実施を計画しながら、議会の指摘に対しては「検討中である」とか「まだ結論が出ていない」と答弁しながら、とうとうな提案をした真相を明らかにせよ。
- 2、八尾市同和対策審議会の答申には、就学前教育のあるべき姿として、幼稚園と保育所の充実を強調しており、幼稚園をなくすことではないと考えるがどうか。
- 3、保育所の看板のもとで幼保の一元化を図られるが、現行法の枠内で果して、幼稚園教育が保障できるのか。

- 4、4月1日から実施するに際し、保母の確保並びに施設整備あるいは、桂幼稚園の先生の異動などにも遺漏はないか。

- 5、幼保一元化を全市的に実施する考えはないのか。

【答弁】

- 1、幼保の一元化については、早くから検討もし、これを桂地区に採用する必要性も認めていた。しかし、新しい試みであるので関係方面の理解と協力並びに調整が必であった。
- 2・3桂地区については、0歳〜4歳までを保育所、5歳児については幼稚園で措置してきたが、この変則的な運営にもろもろの問題が発生してきた。加えて、5歳児の不在家庭が70%を越している実態から、8時間保育が法制度上可能な保育所において一元化するものである。なお保母については、ほとんどが幼稚園の先生の資格をもっ

ているので、幼稚園教育は保障されと考えている。

- 4、保母の確保はできている。また施設は近い将来改修していく考えである。

なお、幼稚園の先生の異動については、意見を十分聞いて善処していく。

- 5、現状では、全市域に採用する考えはない。

【討論】

(反対) 今回の幼保一元化については、①同対審答申の精神に沿ったものではない。②関係者並びに現場の実情や意見を聴取せず官僚的な提案である。③議会の審議権を無視するようなとうとうな提案である。

(賛成) 地区の実態を考慮すれば、適切な措置と認める。なお、今後の施設の整備と教育の内容充実により一層の努力を要望する。

【審査の結果】

賛成多数で原案可決を適当と認めました。

●国保税の課税限度額の 改正と市立病院の入院 室料の改正について

【議案の内容】

国民健康保険税の課税限度額を5万円から8万円に改めようとするのと、市立病院の入院室料を市内患者1日3,000円以内を5,000円以内に市外患者1日3,600円以内を6,500円以内に改めようとするものである。

【質疑】

国保税の課税限度額の改正は、一部の被保険者の負担が重くなり不公平ではないか。又高額所得者も8万円では不均衡ではないか。

【答弁】

過去に限度額に達しない人の改正を2回行なったので、今回、限度額に達している人の改正を行ない、過去からの改正の経過上負担の公平と均衡をはかった。なお8万円以上の保険税徴収については応益性格の強い国保制度より考え過重負担になるので8万円限度

としている。

【質疑】

赤字解消策の一端として室料の改正を行ない住民に直接負担させるのは、今日の社会的原による疾病が多い時に国、府、自治体あげて医療福祉に一層力を入れなければならないのに不合理ではないか。

【答弁】

公共的機関とはいえ、これ以上の赤字をだすことは問題があるので、財政健全化のため、職員の企業力の向上、国、府に対して診療報酬単価の値上げ、補助金の増額を強く要望している現状の中で、やむを得ず室料の改正を行なったものである。

【審査の結果】

2件とも討論を行ない賛成多数で原案可決しました。

※市立病院室料表(1日分)(単位円)

区分	旧		新	
	市内	市外	市内	市外
病室名				
特別室甲			5,000	6,500
特別室乙	3,000	3,600	3,900	5,000
個室 甲	2,300	2,800	3,000	3,900
個室 乙	1,800	2,200	2,300	3,000
個室 丙	1,500	1,900	1,900	2,500
個室 丁	1,200	1,500	1,500	2,000
2人室	750	950	900	1,200
総室 甲			300	400
総室 乙	200	300	200	300

【採択された請願の要旨】

- 1、0歳児の医療費を無料にすること。



議会だより

第67号

12

昭和48年4月20日

委員会

■広域行政調査特別委員会

1、大阪市高速鉄道の延長について

都市交通審議会の答申にそって、大阪市では谷町線（東梅田－天王寺間）の東住吉区方面への延伸計画を進めていましたが、両市行政協定の趣旨にそって協議の結果、すでに特許済の天王寺－長原間を本本（阪本・八尾南）まで延長されることになりました。昭和52年3月に完成の予定で、地上式掘削の駅並びに車庫が建設されます。

2、大阪八尾開発事業団の事業経過について

川辺若林地区を流通加工センターとして開発するため45年度から計画区域面積約48%の用地買収が進められています。大阪市内は約1割の買収率にとどまっていますが、八尾

市域は約9割を買収済みであり造成が行なわれています。そこで事業団では48年度から既定どおり本市域分の分譲を開始する意向で、進出希望のある企業の打診を行なっています。当委員会は、地域の開発と本市発展につながる企業を誘致するよう要望しました。

3、空港問題について

八尾空港のあり方については、以前から存廃をめぐって種々論議がかかわされてきましたが、現実問題として同空港を縮小整備する方向で大阪市、府とともに関係機関に対し、空港部諸施設を三角地帯に移設して跡地を公園化するよう折衝を続けています。今後、三角地帯耕作者の離作補償費の増額などの折衝を

行ない、48年中にも縮小整備のメドをつけたいと市当局は言明しています。

4、大正橋に歩道橋設置について

柏原、藤井寺両市との共同課題の1つとして府に早期着工方を要望してきましたが今年6月ごろには完成する見込みです。

5、その他

そのほか、ごみ共同処理、河川改修、流域下水道飛行場南幹線の早期事業化などの諸問題についても、隣接各市とともに調査活動を行ない、関係方面に要望運動を展開しています。

■駅前整備特別委員会

昨年5月に、かねて要望してきた対外窓口の一元化を図るべき専任機構としての「駅前整備対策室」が設置され、委員会は「対策室」を中心に、近鉄・国鉄八尾駅周辺の整備計画具体化のため、種々検討、審議を重ねました。

○近鉄八尾駅前関係

本事業は、久宝寺口・山本駅の間約2.2%の高架化、将来計画に基づく駅前広場と都市改造を目標とする周辺36.4%の土地画整理事業、および駅舎移転に伴う駅周辺の既存商店街に対する振興対策を3本の柱とし、これの統一的推進を図るものであります。

近鉄高架事業につきましては、関連事業である駅舎の東側移設について、これまで強い反対の空気があったのでありますが、地元商店組織（八尾商業協同組合等4団体）である「八尾商店街振興委員会」との数回にわたる調整協議の結果、ほぼ基本的に了解点に達しようやく新駅舎の位置・構想が明らかになったのであります。

その内容は、新駅舎を八尾表町線と八尾中央線の中間に位置し、西口乗降口を設けることにより、乗降客を現商店街へひきつけることができるよう八尾表町線をポラットホームでまたがすものであります。

高架下の利用については、地元の要望を十分に取り入れられるよう、担当者強く促すとともに、地元商店街側の要望について

も、具体的構想の提示を求めているところであります。

移転後の現駅跡地の再開発につきましては委員会としても「魅力ある施設の計画」について検討を加えたのでありますが、駅移転後の跡地再開発については、当面、空地利用として買物公園を設置し、緑のある憩いの場所として買物客等市民の利用に供するとの結論に至り市当局では近鉄と交渉段階であります。

駅前広場の地下利用については、委員会における今後の新課題とする一方、市当局でも建設省等と連絡を図りつつ検討されることとなったのであります。

また、御坊前の跡地利用については、地元側の意向を取り入れることに協議を重ね、昨年12月に、八尾市開発協会と商店街株式会社の間で当該用地の譲渡契約が締結され、現在当該用地に隣接する民間地の共同利用等の新し合いが進められております。

次に、用地買収関係では、西側線でほぼ完了したほか、東側線で一部難航しております。

南側線については、国の補助認承を受けるべき連続立体高架事業としての繰り入れを強く要望しているものであります。

以上が、近鉄高架事業並びに商店街対策の概要であります。数々の問題点を残しつつも、いよいよ本年度は、総工費49億円をもって工事の実施段階に入り、区画整理事業の進

捗に併せ、本年度後半には工事着工の見通しがついたのであります。

次に、区画整理事業であります。本事業の問題の焦点はコクヨ線の訴訟問題であります。委員会におきましては、あくまで「話し合い」による円満解決を促してきたのでありますが、残念ながら現在なお競争中であります。他につきましては、現形、街区確定等の測量もほぼ完了し、現在換地設計の実施段階であります。

○国鉄八尾駅前関係

国鉄八尾関係につきましては、これまでからしばしば重要性の認識の度合いが問われてきたのでありますが、本年度においても近鉄八尾関係に主力が置かれたのが実情であります。昨年には、計画の一部である波川踏切の移設、並びに、亀井－八尾停車場線の竣工を見たのでありますが、今後再開発を進めるにおいては、広場の用地確保が大前提となるものであります。

当面、亀井－八尾停車場線を国鉄裏駅まで延長することにより、用地確保を求めなければならないが、南北のつなぎ等数々問題があるのであります。

また、今後駅舎がいかなる形で取り組むかについては、高架化はほど速いとしても「橋上駅」等、今後十分に検討の余地があるものであります。

3月26日の本会議で可決されました決議の内容はつぎのとおりです。

■乳幼児医療費を無料にする制度を国・府に対し要望する決議

近年、医療費を始め諸物価の著しい高騰のなかで、特に、ら病率の高い乳幼児医療費の家計に占める割合は大きく、その負担のために十分な治療が受けられないという問題が深刻化している。

いうまでもなく、乳幼児と老人は、社会的、経済的、肉体的にも極めて弱い立場にあり、これら国民の健康を守る施策こそ、本来、国・府の責務であり、また、時代の要請である。

さらに、最近の社会、経済の変化等によって、現代では疾病の全てを、親、家族の責任と必ずしも負えない社会現象となっている。

かかる情勢に鑑み、子供の健康保持と明るい生活を守る見地から、この際、早急に乳幼児を対象とした医療費の無料を制度化するこ

とを、国・府に要望し、あわせて、これに必要な財政措置を全額国・府において講ぜられることを強く要望する。

■自治体病院に対する国・府の積極的な財政措置を要望する決議

地方公共団体の経営する病院の経営内容は、最近極度に悪化している。

本市立病院においても、昭和47年度決算において累積赤字額は4億500万余円に達する見込みであり、まことに憂慮すべき事態に立ち至っている。

これら諸問題に対処するため、国及び大阪府においては、この際医療制度及び医療保険制度の一大転換を図られると共に、国庫負担及び府補助制度を確立されるべきであり、特に次の点について、その早期実現を強く要望

決議の内容

するものである。

- 1、社会保険診療報酬が病院の経営実態を正しく反映するよう是正すること。
- 2、自治体病院の建設改良費に対する国、府の負担金、交付金制度を確立すること。
- 3、自治体病院の巨額な累積赤字を解消するため、国及び府は適切な財源措置を講ずること。
- 4、ガン治療、リハビリテーション、救急医療等に要する経費及び看護婦養成に要する経費に対し国及び府の大幅な助成措置を行なうこと。

■国民健康保険制度の早期改善を政府に要望する決議

わが国の医療保険制度のなかで、最も重要な位置を占める国民健康保険は、住民に対し

日々の医療を保障し、住民の福祉増進に多大の貢献をしている。しかしながら年々、低所得層の負担を過重なものとしており、加えて医療費の急増や事務費の超過負担と相まって事業存立の危機に立っている。

この現状を打開し、医療の適正化と住民負担の軽減を図ることは国の責務であり、よって、この際、緊要とする抜本的な改正案として、次の事項を早急に措置されるよう要望する。

1、現行制度の運用について

- (1) 事務費の実質全額国庫負担
- (2) 国庫支出金の交付率引上げ
- (3) 老人医療無料化に伴う保険税への波及分を全額国庫負担

2、制度の抜本改正について

- (1) 低所得層の負担軽減のため、国庫支出金補填による保険税軽減範囲の拡大
- (2) 保険税の標準化による保険者相互間の負担の均衡化
- (3) 地域の受療制度の撤廃